

# 「単品スライド」におけるマニュアルの改定について

## 1. 単品スライドの概要

- ・残工期が2ヶ月以上ある工事が対象。
- ・部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材が対象。
- ・全体、インフレスライドとは異なり、請求時点で施工が完了している資材についてもスライドの対象。
- ・鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料がスライドの対象品目。

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（賃料や損料も対象とすることが可能）
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

- ・スライド額の対象となる品目は、品目毎の変動額（品目毎の変動額を合計した額ではない）が請負代金額の1%を超える資材。

計算例1		請負代金額: 220,000,000		1%相当額: 2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H型鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	

スライド額  $S = 2,900,000 - 2,200,000 (1\% \text{相当額}) = 700,000$

### (参考) スライド条項について

工事請負契約書第25条（スライド条項）にて、全体スライド（第1～4項）、単品スライド（第5項）、インフレスライド（第6項）の3種のスライド条項が規定されている。

項目	全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	全ての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	全ての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の材料価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置	
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヵ月経過後の残工事に <b>対する</b> 材料、労務単価等	基準日以降の残工事に <b>対する</b> 材料、労務単価等	
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
	再スライド	可能	なし	可能

## 2. 主な改定内容

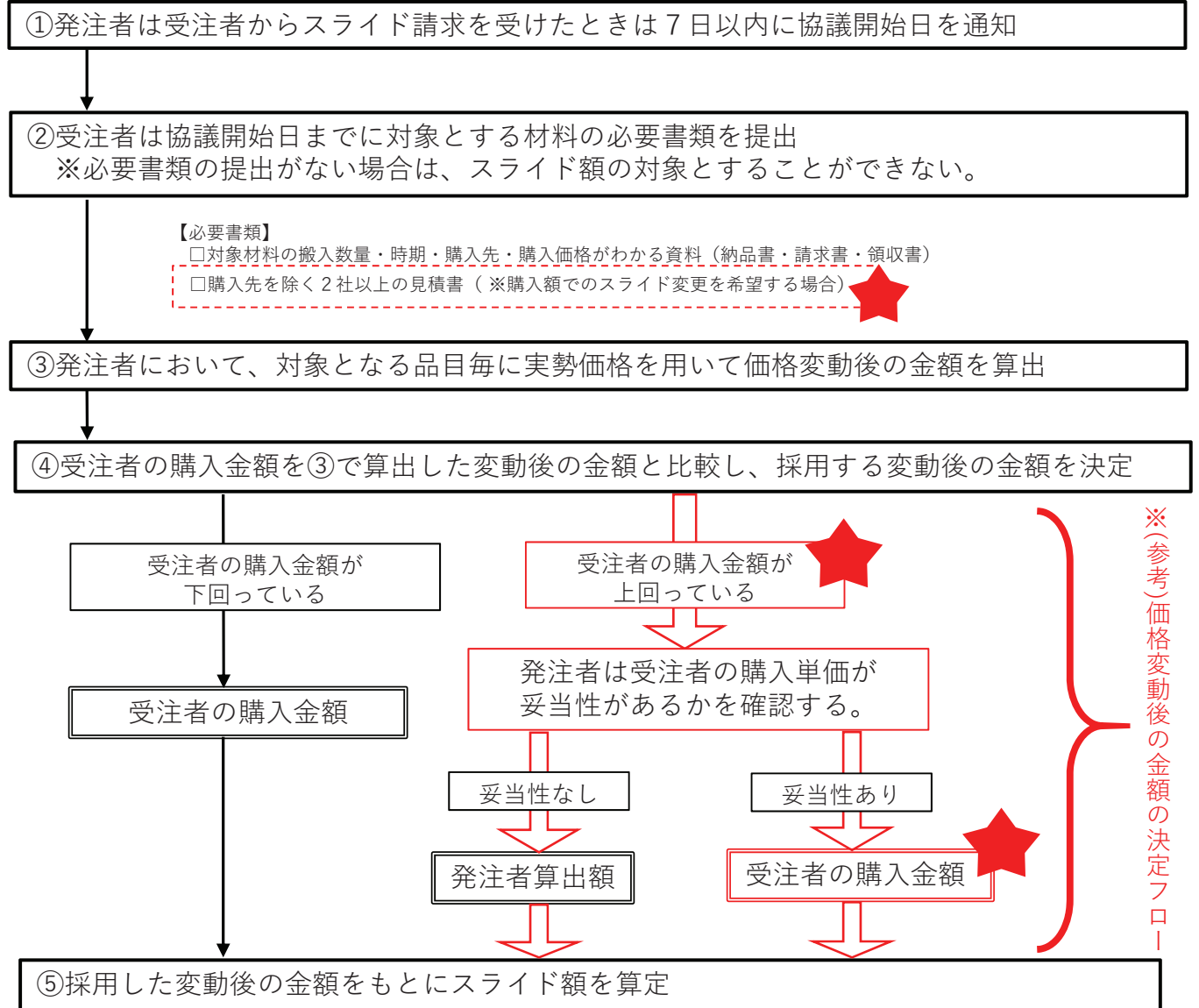
受注者が購入額でのスライド額の変更を希望する場合、受注者の購入金額が、発注者が**実勢価格**※に基づき算出した金額を上回った場合において、受注者の購入単価の妥当性があると判断できれば、受注者購入金額を変動後の金額として採用することができる。

ただし、妥当性の確認にあたり、原則購入先を除く2社以上の見積書の提出が必要である。

※実勢価格  
 原則、当初設計と同一の単価決定手法とする。  
 ただし、対象材料の搬入月（燃料油は搬入の翌月）の単価とし、複数月にまたがり搬入がある場合は加重平均とする。

## 3. 手続きの流れ

★ ↓ は今回改定箇所



※(参考) 価格変動後の金額の決定フロー

## 4. 単品スライド協議のポイント

- ・発注者は、受注者から提出された納品書、請求書、領収書をもとに、実勢価格及び変動額の算出を行うため、これらの資料が提出されない場合は、スライド額を算出することができない。
- ・受注者の購入金額でのスライド額の変更を希望する場合は、納品書等の書類だけでなく、2社以上の見積書が必要。これは、発注者算出額よりも高い価格での変更を検討するうえで、受注者の購入金額が経済的であることを確認する必要があるためである。
- ・見積提出は、工期内の代表的な月（1か月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積の有効期間には、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」が含まれている必要があるため、受注者が単品スライドの請求を検討している場合は、見積書の取得に注意が必要。
- ・発注者が、受注者の購入金額の妥当性を確認することに時間を要する必要があるため、受・発注者ともにスライド協議開始日以前であっても、早期に必要な確認を行うこと。特に、受注者は必要書類を適宜提出することが望ましい。

# (参考) 価格変動後の金額の決定フロー

**受注者** スライド協議にあたり、以下の書類を提出

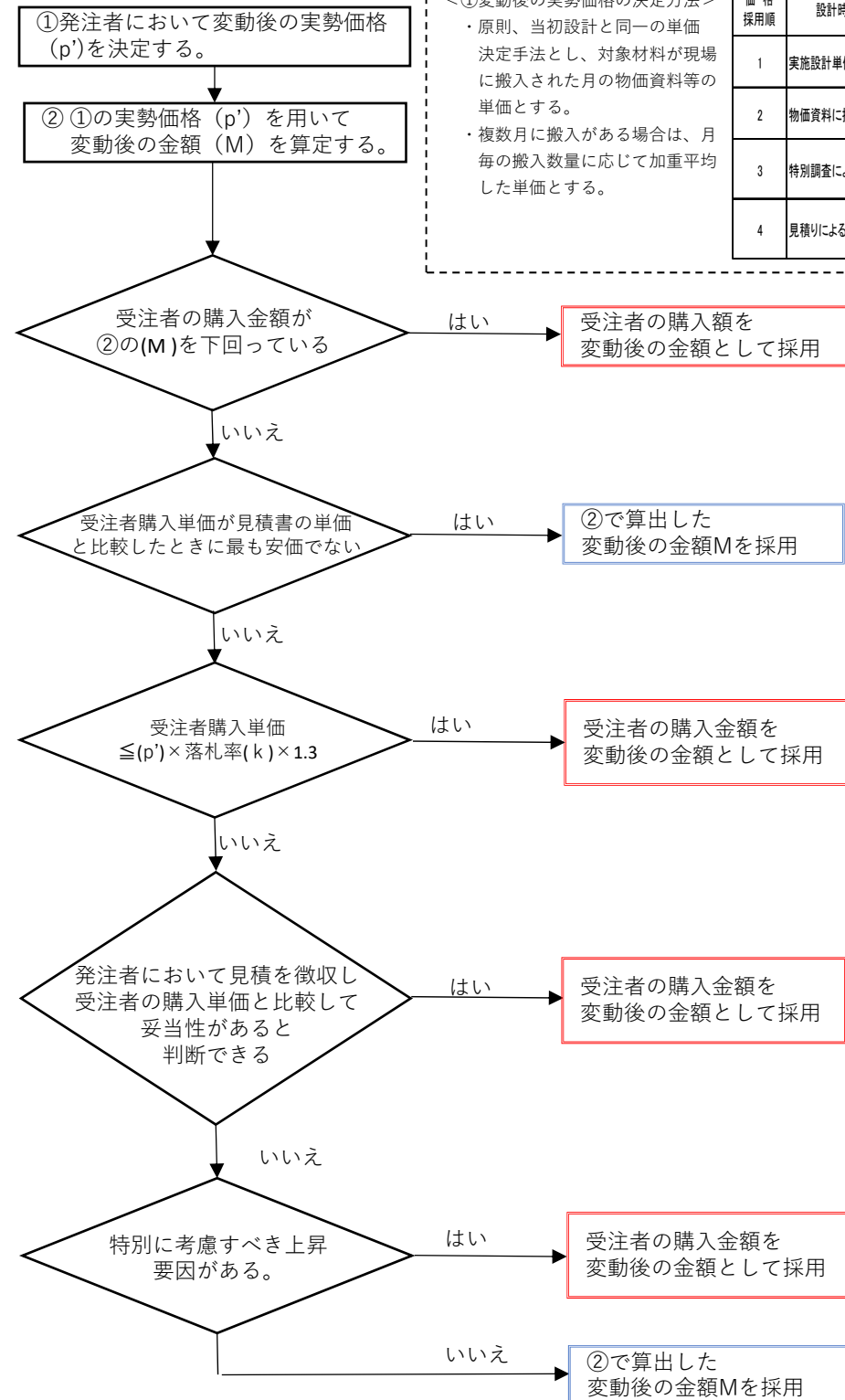
- 請求の対象品目及び対象材料の一覧表
- 実際の購入金額（単価）、数量及び搬入時期が確認できる書類（納品書・請求書・領収書）
- 購入先を除く2社以上の見積書

<提出する見積書の留意事項>

- ・ 見積りの提出は、工期内の代表的な月（1か月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・ 見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入された月」を含むものとする。
- ・ 地域条件、工事材料の性質等より、購入先以外から見積りが2社以上徴取できない場合は、近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先へ見積りも含めるものとする。

**発注者** 対象材料毎に価格変動後の金額を算定し、スライド額を決定する。  
 変動後の金額に採用する単価は、以下の手順で、決定すること。

<変動後の金額の確認手順>



<①変動後の実勢価格の決定方法>

- ・ 原則、当初設計と同一の単価決定手法とし、対象材料が現場に搬入された月の物価資料等の単価とする。
- ・ 複数月に搬入がある場合は、月毎の搬入数量に応じて加重平均した単価とする。

価格採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	実施設計単価表による場合	当該月の実施設計単価表により単価を設定する。
2	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
3	特別調査による場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
4	見積りによる場合	

<受注者が見積りを提出できない場合>

- ・ 受注者の責によらず購入先以外の見積書を提出できない場合は、発注者において2社以上の見積書を徴取する。
- ・ その徴取した見積書と受注者が提出した見積書と比較することとする。
- ・ この時、発注者の見積りが最も安価であった場合は、受注者の購入金額を採用することはできない。

<受注者購入単価との比較時の留意事項>

- ・ 受注者購入単価が落札率 k を乗じた実勢単価の+30%以内であることを確認

<発注者の見積り徴取の留意事項>

- ・ 発注者が徴取する見積りは、受注者の購入先や見積徴取先を除いた1社から徴取する。